

南なん  
関かん  
町まち



(役 場)

一 概 況

熊本県の北西端に位置し、東は和水町、西は福岡県大牟田市、荒尾市、南は玉名市、和水町、北は福岡県みやま市に接する、人口一〇、五六四（平成二二年国勢調査）、面積約六九平方キロメートルの町である。町内には二城山、小岱山、大津山などが連なっており、その間を関川、菊池川の支流である内田川が流れ、それらに沿って耕地を形成している。

産業は、農業が中心で、中でも米作の割合が高く、水田が耕地面積の五五％を占め、南関米は県内外から高い評価を受けている。林産物タケノコの生産もある。工業では工業団地などに地場のセメント瓦製造、製材、チップなどのほか自動車部品、金属製品製造業などの工場が進出している。

元来この地域は、松風の関または南の関と称される関所を有する交通の要衝にあり、現在も、国道四四三号が町北東部を貫通するほか、福岡県境付近には九州自動車道南関インターチェンジを有し、県北の玄関口となっている。

北西部の一角には、温泉などを備えたリゾートホテルが進出している。名所旧跡としては、嘉永五年に完成し、藩主が参勤交代する時や領内巡視の際に休憩、宿泊し、昭和三年に、南関町ゆかりの北原白秋の歓迎会が開催された、国指定史跡、豊前街道南関御茶屋跡、県指定文化財の小代焼古窯跡を中心に整備された、古小代の里公園、平家物語に登場する「大津山の関」や、山頂には、中世の山城跡「つづら獄城（大津山城）跡」を有する大津山公園、北原白秋生誕地などがある。白秋生誕地は、彼の母の実家で、この地で数多くの詩歌が生まれた。

このほか特産品としては、手打ち南関そうめん、南関あげ、黒棒などの食品や、小代焼や竹細工などが知られる。

二 町名の由来

この町の地域は、奈良時代には「大水郷（おおむつこう）」と呼ばれ、駅家（うまや）がおかれた。平安時代には荘園ができ「白間野荘の大津山の関」などといわれていたが、鎌倉時代末期の史料には、「南の関」という名称が見えている。

明治二二年の合併の際、新町名を「南関町」としたが、昭和三〇年の五か町村合

併に際しても、関係住民から公募した名称の中で、住民に最も親しまれ、関係五か町村も南関郷として行政的伝統を有することから「南関」を選んで「南関町」とした。

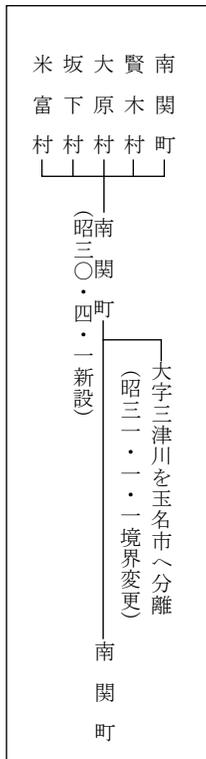
### 三 平成の合併検討経緯

平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱においては、南関町、菊水町、三加和町の組合せが合併パターンとして示されたが、南関町は、他の二町と共に、玉名市を軸とした合併協議に参加し、任意協議会、法定協議会における検討を続けた。

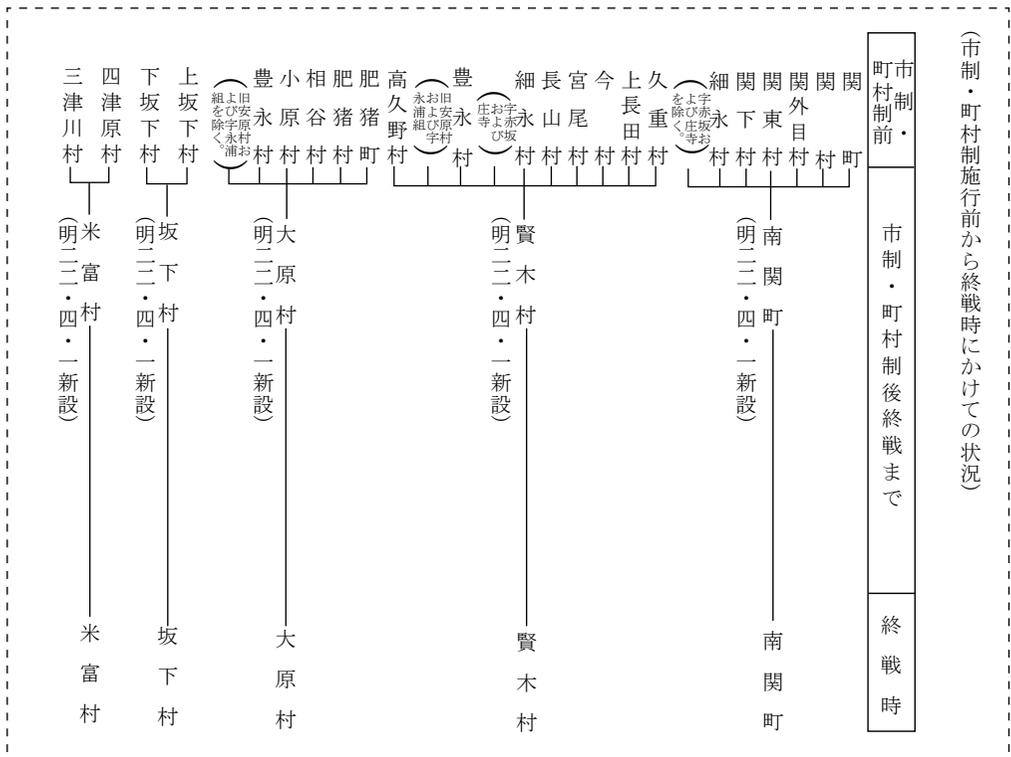
玉名郡市一市八町の合併協議が休止した後は、南関町は玉名市を軸とした合併枠組みを志向し、枠組みが具体化しつつあった玉名郡市一市三町に対し参加を申し入れたが、「町内の総意」をもつて申し入れるよう、逆に要請された。そのため、南関町議会や住民に対する説明が行われたが、結果的には方向性の一本化に至らず、南関町は一市三町への参加を断念、これにより合併特例法期限内の合併に向けた機運はそのまま終息した。(第二編「荒尾・玉名地域」参照)

### 四 昭和以前の合併検討経緯

#### 1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 南関町

旧藩時代には、国境の備えのため当地に番所が置かれ、軍事、政治上の要所として発達し、坂下村を除き、南関郷一円が南関手永に属していた。

明治二年（一八六九）の版籍奉還のとき、玉名郡は、手永制を廃止して上下二区に分けられ、上区の役所が南関に設けられた。七年の改正大小区制のもとでは、関町、関村、関外目村、関東村、関下村は第八大区第三小区に、庄寺村、赤坂村は第六小区に属した。その後庄寺村、赤坂村および安ノ原村の一部が合併し細永村となった。一二年の郡区町村編制法の施行により、本町の地域は、四つの行政区域に分かれ、関町は単独で、関東村および関外目村、関村および関下村は、それぞれ二か村で、また細永村は豊永村と二か村で、それぞれ一行政区域とされて戸長役場の統治下に置かれた。一七年に、関町、関村、関下村、関外目村および関東村が一行政区域に改められたが、二二年の町村制施行にもない、この五か町村と細永村の一部が合併して南関町となった。

(二) 賢木村

南関郷にあつて、旧藩時代は南関手永に属していた。明治七年（一八七四）の改正大小区制では、南関郷は第八大区に編入され、本村の地域は第五、第六および第一〇小区に分かれていた。二二年郡区町村編制法が施行されてからも、本村地域は三つの行政区域に分かれた。すなわち、久重村、上長田村は二か村で、宮尾村、今村、長山村、高久野村は四か村で、豊永村、細永村は二か村でそれぞれ一行政区域を形成し、戸長役場が設けられたが、一七年の行政区域の修正により、豊永、細永の両村を除く前記六か村が一行政区域となり、二二年の町村制施行の際この六か村と豊永村および細永村の一部が合併して賢木村となった。

(三) 大原村

肥猪町、肥猪村、相谷村、小原村の地域は東郷荘にあり、豊永村の地域は白間荘にあつて、旧藩時代は南関手永に属していた。明治七年（一八七四）の改正大小区制では白川県第八大区第六小区となった。一二年、郡区町村編制法が施行されたとき、この四か町村は一行政区域を形成し、戸長役場の統治を受けることとなったが、二二年の町村制施行にもない、豊永村の一部を加えて五か村が合併し、大原村となった。

(四) 坂下村

中世白間氏の支配下にあつたが、細川氏の所領になって、坂下手永が設けられ、河野氏が惣庄屋となり、上坂下、下坂下に庄屋を置いた。

明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは、第八大区第五小区に属したが、一二年の郡区町村編制法の施行により上坂下、下坂下の両村は一行政区域となり、戸長役場の下におかれ、その後行政区域の変更はなく、二二年の町村制施行に際し、両村が合併して坂下村となった。

(五) 米富村

旧藩時代は、川床、福山、石尾、南田原、上田原、柿原、田原の七か村からなっていたが、明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは第八大区第五小区に属し、川床、福山、石尾が合併して三津川村に、田原、南田原、上田原、柿原が合併して四津原村になった。一二年、郡区町村編制法の施行により、三津川、四津原の両村は一つの行政区域とされ、同一戸長役場が置かれたが、二二年の町村制の施行にもない両村は合併して米富村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二年（一九五三）九月、町村合併促進法が制定されたのにもない、関係各町村においては、有識者、各種団体の代表者による合併推進委員会を設け、合併の推進を図った。南関郷八か町村（南関、賢木、大原、坂下、米富、神尾、緑、春富）は、古くから政治的、経済的にもつながりが強く、学制改革にもない組合を設置して南関実業補習学校を経営するなど深い関係にあつたので、郷を一体とした町村合併を希望する機運が相当強かった。しかし、同年一月、県は、東部三か村（神尾村、春富村、緑村）合併、西部五か町村（南関町、賢木村、大原村、坂下村、米富村）合併案を発表したので、この県試案に基づき、まず、東部三か村合併の協議が進められるに至った。

そのため、西部五か町村も合併に動きだし、二九年九月一日、南関町ほか四か村合併促進委員会を結成し、合併条件等を決定のうえ、翌三〇年四月一日、南関町が発足した。なお、米富村大字三津川部落は、地理的、経済的条件から玉名市と密接な関係を有し、新南関町が発足する際にも、三津川地区住民は玉名市編入を希望していた。そのため、三〇年七月一日、住民投票を実施した結果、三分

の二以上の者が玉名市編入を希望したので、両市町当局は、境界変更はやむをえないと認め、同年一月二日、両市町議会において、三一年一月一日から境界を変更する旨の議決をした。

### 3 合併条件及び協定事項

#### 南関町ほか四か町村の合併

(一) 合併の形式 南関町、賢木村、大原村、坂下村及び米富村を合併する。

(二) 実施の時期 昭和三〇年四月一日

(三) 新町名 町名は、「南関町」とする。

#### (四) 役場の位置

1 将来の人口動態、交通の便その他を考慮してそのほぼ中央の位置に新築移転するまで、玉名郡南関町大字関町一、四〇七番地に仮庁舎を置く。

2 本庁舎建築費として、新町の当初予算の歳出総額の三パーセントを毎年積立てる。

#### (五) 1 役場支所及び名称

賢木村、大原村、坂下村、米富村役場に置き、名称はそれぞれ賢木支所、大原支所、坂下支所、米富支所とする。

#### 2 支所で行う事務

戸籍、配給、諸証明、徴税納入に関する事務ならびに国民健康保険及び農業委員会に関する事務の一部

#### 3 支所の定員

区分	賢木	大原	坂下	米富	計
職員	九	七	七	六	二九
使丁員					

#### (六) 町議会議員の定数及び任期

定数は二六人とし、町村合併の際、関係町村の議会議員で新町の議会議員の被選挙権を有するものは、昭和三〇年四月二二日まで引き続き新町の議会議員として在任するものとする。

#### (七) 町議会議員の選挙区及び定数

1 合併後最初に行われる選挙に限り、各町村を区域とする選挙区を設けるものとする。

2 各選挙区議員の定数は、各町村の人口割をする。ただし、端数の大きい順に定員に達するまで順次切り上げる。

#### (八) 農業委員会の委員の任期及び定数

促進法第九条の三の規定により、委員の数を選挙による委員三〇人、推せんによる委員五人とし、任期を昭和三二年三月三一日まで延長し、引き続き在任するものとする。

#### (九) 教育委員会の委員の任期

促進法第九条の二の規定により、任期を昭和三二年三月三一日まで延長し、引き続き在任するものとする。

#### (一〇) 合併関係町村の職員の身分取扱

1 職員は全員継承する。

2 職員の勤務年数は継承する。

3 関係町村間の給与の不均衡については、合併後すみやかに適当な方法により調整する。

4 合併後一か年以内に退職する職員に対しては、次の区分により退職手当を支給する。

ア 合併後三か月以内の退職者に対しては、退職当時の給料月額の一〇〇分の一八〇に勤務年数を乗じた金額

イ 合併後六か月以内の退職者に対しては、退職当時の給料月額の一〇〇分の一六〇に勤務年数を乗じた金額

ウ 合併後一か月以内の退職者に対しては、退職当時の給料月額の一〇〇分の一三〇に勤務年数を乗じた金額

#### 5 特別職については別に考慮する。

(一) 助役の定数 一人とする。

(二) 嘱託員の設置 当分、現在のままとする。

(三) 資産及び負債

1 合併関係町村の所有する財産は、新町に引き継ぐものとする。ただし、米富村の所有する左記財産については、財産区を設けるものとする。

村名	大字	字	地番	地目	面積	備考
米富村	四津原	小代	三六〇〇七	山林	二元町四反七畝七歩	
〃	〃	小代	三六〇三四	山林	一反七畝三歩	
〃	三津川	小代	五四四の三六	山林	二町五反	
合計					四一町一反五畝	

- 2 公共事業による負債は、全部新町に引き継ぐものとする。ただし、昭和二九年度元利償還は、合併前に償還する。
- 3 合併関係町村における滞納税は、各町村において滞納処分し、やむをえないのみ新町に引き継ぐものとする。
- (一四) 消防団の統合
  - 1 各町村消防団を統合し、次のとおり編成する。  
団長一人、副団長五人(各町村より一人ずつ)  
分団長三二人(各町村の分団をそのままとする。)
  - 2 分団番号は、南関、賢木、大原、坂下、米富の順に一連とおし番号とする。
  - 3 合併関係町村にある機械器具は現状のままとし、逐次ガソリンポンプ等の購入をなし、消防力の充実整備をはかる。
  - (一五) 徴税の賦課 均一課税とする。
  - (一六) 字名  
合併関係町村の字名は、現在の大字のとおりとする。ただし、南関町細永を北細永、賢木村細永を南細永とし、大原村豊永を東豊永、賢木村豊永を西豊永とする。
  - (一七) 国民健康保険 国民健康保険は、統合して実施する。
  - (一八) 小学校、中学校その他の教育文化施設の統合整備
    - 1 教育委員会事務局の設置 役場内に置く。
    - 2 小学校の設置 現在のままとする。
    - 3 小学校校舎の増、改、新築の方針 年次計画により改築する。
    - 4 小学校の校区及び名称  
ア 校区は、現在のままとする。  
イ 名称は、南関小学校を第一小学校、賢木小学校を第二小学校、大原小学

- 5 中学校の位置 当分、現在のままとする。
- 6 中学校校舎の増、改、新築の方針  
昭和三〇年度に第三中学校(九三坪)を新築する。
- 7 中学校の地区及び名称  
ア 校区は、当分現在のままとし、将来すみやかに統合整備する。  
イ 統合整備費として新町の当初予算の歳出総額の二パーセントを昭和三七年度に実施する目的で毎年積立てる。  
ウ 名称は、南関中学校を第一中学校、賢木中学校を第二中学校、大原中学校を第三中学校、岱北中学校を第四中学校と呼称する。
- 8 公民館の統合整備 統合する。
- (一九) 火葬場の位置  
早急に完備した火葬場を一か所設置するまで、現在のままとする。
- (二〇) 総合病院および診療所の設置
  - 1 総合病院を適当な場所に設置する。
  - 2 診療所を米富村に設置する。
  - (二一) 授産場および保育所の設置  
既設のものはそのままとし、将来必要に応じ各町村内にそれぞれ一か所設置する。
  - (二二) 五か町村合併後、米富村のうち行政区域の変更を希望する部落については、希望する時期にその変更を認める。
  - (二三) 次の団体の早期統合をあっせんする。  
農業協同組合、農業共済組合、婦人会、青年団、その他
- 三津川地区の玉名市との境界変更
  - (一) 境界変更の時期 昭和三一年一月一日とする。
  - (二) 財産区の方法  
三津川、四津原部落の協定趣旨を尊重し、法的措置を講ずるものとする。
  - (三) 学校財産等(負債を含む)の処分

5 合併時の関係町村の現況表

区 分	人 口	戸 数	面 積 平方科	業 態				官 公 署	中 学 校 以 上 学 校	国 税 納 税 額 千 円	県 税 納 税 額 千 円	市 町 村 税 納 税 額 千 円	前 年 度 予 算 総 額 千 円	会 社、工 場、 事 業 場 (資 本 金 五 百 万 円 以 上)	生 産 額							
				都 市 的 業 態		農 業									計	千 円	千 円	千 円				
				商 工 業 人	そ の 他 人	農 業 人	そ の 他 人															
南 関 町	二〇、二九〇	三、七三〇	七、七九四	一、七三三	六、〇六	二、二四四	二、二四四	八、四九二	九、二三三	一、八五六	四	一	一、二〇四	二、八六九	二、八六九	六、九九九	一	九、三三〇	四、五六一	四、三三〇	四、八二二	四、八二二
南 関 町	五、九三五	一、〇九七	一、九〇八	五、五	三、四四	八、五九	二、〇〇一	三、〇七五	五、〇七六	一、七六六	一	一	一、八七二	八、四七六	八、四七六	一、八七二	一	三、五〇〇	二、一七四	二、一七四	二、一八〇	二、一八〇
賢 木 村	五、二四〇	九、四一	二、一三五	三、三三	三、三三	六、五〇	二、二七〇	二、三三〇	四、五九〇	七、〇〇	一	一	一、五二〇	七、〇〇	七、〇〇	一、五二〇	一	一、五〇〇	二、二、四七	二、二、四七	九、五〇	一、三、四九七
大 原 村	三、六六四	六、七五	一、三三七	一、三三	一、三三	二、三三	一、七四八	一、七〇三	三、四五一	二、二	一	一	一、〇六九	六、二五九	六、二五九	一、〇六九	一	一、七七〇	八、二、五四	八、二、五四	九、〇〇〇	九、三、九四
坂 下 村	三、一六〇	五、五五	一、〇八九	一、七〇	一、七〇	二、六〇	一、五五	一、三〇六	二、九〇〇	二、六	一	一	九、一五二	四、〇七	四、〇七	九、一五二	一	二、〇〇〇	六、五〇七	六、五〇七	七、四六〇	七、四六〇
米 富 村	二、二七	四、三	一、二四五	五、	五、	一、三	一、三〇	八、九	二、二九	一、九	一	一	九、二七	二、七四五	二、七四五	九、二七	一	五、〇〇	五、三、四五	五、三、四五	五、〇〇〇	五、八、九五

4 合併時の三役及び正副議長

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
南関町	松岡 卯吉	古賀 国雄	平山 茂二	宮川 静男	城門 範兵衛
賢木村	正川 藤雄	紫尾 政一	福山 正	荒木 茂樹	立山 満
大原村	右山 秀敏	—	松村 高明	永松 徳太郎	関 又男
坂下村	東田 勝太郎	田中 伝	北原 義正	徳永 武雄	井本 義男
米富村	阪本 寅雄	深浦 利光	前川 盛人	宮本 勝之	西川 募

- 南関第五小学校より南関第四小学校に転校した四津原地区内の児童および教師の使用する机、椅子は、南関町の所有とし、南関第四中学校に対する三津川地区住民の権利義務は消滅するものとする。ただし、南関第四中学校より綿水中学校に転校する三津川地区内の生徒および教師の使用する机、椅子は、玉名市に移管するものとする。
- (四) 職員の身分取扱い  
一般職員の身分は、これを保障する。ただし職員の所属等については、玉名市長との協議により決定するものとする。
- (五) 税の滞納分および課税権の継承  
三津川地区に対する地方税(普通税)の徴収は、境界変更日前日までに納期限が到来している分については南関町がこれを徴収するものとする。ただし、電気ガス税および煙草消費税の徴収については、一二月分まで南関町がこれを収入するものとする。
- (六) 中学校の委託関係  
現在三津川地区より南関第四中学校に通学している生徒の通学関係については、境界変更後も委託により現在のとおりに通学を認め、委託料については昭和三〇年度はこれを免除することとし、三一年度以降は、生徒数に応じ必要な経費を委託料として支払うものとする。
- (七) 国民健康保険の取扱  
三津川地区被保険者の国民健康保険税は、納期限が到来している分(滞納を含む)については南関町の収入とし、境界変更前に発生した保険給付費その他の義務負担については南関町が負担するものとする。境界変更後の被保険者の権利義務については、玉名市国民健康保険条例および玉名市国民健康保険条例によるものとする。